

(別紙)

13歳未満の方※で接種を 2回受ける場合の申請方法について

※令和8年3月31日時点で12歳以下の方。

申請方法は3パターンありますので、該当の申請方法を参照し、間違いのないようにご申請ください。

A	接種補助券が利用できる医療機関で接種する場合	⇒ 2 ページへ
B	接種補助券が利用できない医療機関で接種する場合	⇒ 3 ページへ
C	接種補助券がない場合（券を紛失等）	⇒ 4 ページへ

※市区町村等の補助との併用は可能となります。

ただし、市区町村等から補助を受けられる場合は、その補助を優先してください。

市区町村等の補助を利用したうえで自己負担が発生する場合は、日特健保の補助を使用してください。

A 接種補助券が利用できる医療機関で接種する場合

接種1回目

接種当日、医療機関窓口
接種補助券（1枚目）を提出する

1回目の接種をする

接種1回目の費用が3,000円を超える場合は、
超えた額を医療機関窓口で支払う

接種2回目

接種当日、医療機関窓口
接種補助券（2枚目）を提出する

2回目の接種をする

接種2回目の費用が3,000円を超える場合は、
超えた額を医療機関窓口で支払う

これで終了

B 接種補助券が利用できない医療機関で接種する場合

接種1回目

1回目の接種をする 

医療機関窓口で接種1回目の費用を
全額支払いする

医療機関の窓口で接種補助券（1枚目）の
裏面に1回目の接種の証明を依頼する

裏面に証明をもらった
接種補助券（1枚目）は保管しておく

接種2回目

2回目の接種をする 

医療機関窓口で接種2回目の費用を
全額支払いする

医療機関の窓口で接種補助券（2枚目）の
裏面に2回目の接種の証明を依頼する

裏面に医療機関の証明がある
接種補助券2枚を日特健保に提出する

接種1回につき3,000円までを日特健保より支給

これで終了

※医療機関での証明に「文書料」がかかる場合は、
接種補助券の裏面に証明を受ける必要はありません。
（「文書料」は補助対象外のため）
医療機関が発行している領収書をもっていただき、
接種補助券2枚と接種2回分の領収書をそろえて日特健保
までご提出ください。
提出する領収書は4ページ目の必須記載項目がすべて
記載してある領収書をご提出ください。

C 接種補助券がない場合（券を紛失した等）

接種1回目

1回目の接種をする 

医療機関窓口で接種1回目の費用を
全額支払いする

医療機関の窓口で
接種1回目の領収書を受けとる

接種1回目の領収書を保管しておく

接種2回目

2回目の接種をする 

医療機関窓口で接種2回目の費用を
全額支払いする

医療機関の窓口で
接種2回目の領収書を受けとる

必要事項を記入した補助申請用紙※に接種
2回分の領収書を添付して日特健保に提出する

接種1回につき3,000円までを日特健保より支給

これで終了

《 領収書必須記載項目（レシート不可） 》

- ①接種者氏名 ②接種実施日 ③接種金額
- ④医療機関名 ⑤医療機関の住所及び電話番号
- ⑥インフルエンザ予防接種代であることが記載※されている
（「予防接種」だけでは不可）

※領収書に明記がない場合は、接種済証コピー、診療明細など
インフルエンザ予防接種と確認できる書面を領収書に添付でも可。

・今年度より、医療機関領収印は必須ではなくなりました。



※補助申請用紙は日特健保HP上に掲示。